

京都市非常勤職員公務災害等補償条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成20年12月26日

京都市長 門川 大作

### 京都市規則第53号

京都市非常勤職員公務災害等補償条例施行規則の一部を改正する規則

京都市非常勤職員公務災害等補償条例施行規則の一部を次のように改正する。

第2条の5に次の1号を加える。

(5) 負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、子、父母、配偶者の父母及び職員と同居している次に掲げる者の介護（継続的に又は反復して行われるものに限る。）

ア 孫、祖父母及び兄弟姉妹

イ 職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者及び職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この規則による改正後の京都市非常勤職員公務災害等補償条例施行規則の規定は、平成20年4月1日以後に発生した事故に起因する通勤による災害（京都市非常勤職員公務災害等補償条例第1条に規定する通勤による災害をいう。以下同じ。）について適用するものとし、同日前に発生した事故に起因する通勤による災害については、なお従前の例による。

（総務局人事部給与課）